

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 学生支援課）

項 目 名	高等教育の奨学金制度の拡充に係る税制上の所要の措置		
税 目	印紙税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	<p>「教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」」、「こども未来戦略方針」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」等に基づき以下の税制上の措置を講ずる。</p> <p>（高等教育の修学支援新制度について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等に通う学生等に対して給付型奨学金の支給と授業料等減免を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」について、令和6年4月から中間所得層の多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等に授業料等減免措置及び給付型奨学金の対象を拡大することとしており、当該拡大対象者への給付型奨学金について、現行制度と同様に国税徴収法上の差押禁止等（日本学生支援機構法第17条の5の適用対象）とする。 <p>（大学院段階における授業料後払い制度について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度中に、在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付を可能とする「授業料後払い制度」を大学院修士段階において創設することとしており、当該制度に係る実務については、（独）日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が学資の貸与に係る業務として実施（JASSOが授業料相当額を支払い、当該授業料相当額は学生への貸付金として扱う）予定である。この業務に関し、JASSO、JASSOの業務の委託を受ける者又は当該業務に係る学資の貸与を受ける者が作成する文書について、現行と同様、印紙税を非課税（印紙税法第5条の適用対象）とする。 		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）
	（改正増減収額）	（	－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

・ 中間所得層の学生等のうち比較的経済的負担の大きい多子世帯や私立理工農系の学生等について支援を拡充することで、政府としての大きな課題である少子化対策及びデジタルやグリーンなどの成長分野の振興に資することを目的としている。

・ 授業料後払い制度の創設を通じて、授業料に係る当面の家計負担を軽減することにより、経済的困難を抱える学生の中長期的な進路の意思決定を後押しする。

(2) 施策の必要性

・ 現行制度上、独立行政法人日本学生支援機構法に基づき支給される学資支給金（給付型奨学金）については、差押禁止等の措置が適用されているところ。また、JASSO が行う、学資の貸与に係る業務に関する文書については印紙税が非課税とされているところ。

・ これらの措置が適用されないとすると、授業料及び学生生活費の負担が増大することや、授業料後払い制度を利用するにあたり JASSO 及び学生の経済的負担が増加することになる。新たな制度は、現行制度（授業料等減免及び給付型奨学金並びに第一種学資貸与金）の枠組みの中で行われるものであり、給付型奨学金の差押禁止等の措置及び JASSO が行う、学資の貸与に係る業務に関する文書の印紙税の非課税措置を適用する必要がある。

教育未来創造会議第一次提言（令和4年5月10日）（抄）

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実

（前略）令和2年度に導入した高等教育の修学支援新制度について中間所得層のうち特に負担軽減の必要性が高いと認められる学生に支援対象を拡大するとともに、減額返還制度の見直しや大学院段階における授業料不徴収・卒業後返還の導入などによりライフイベントに応じ返還者の判断で柔軟に返還（出世払い）できる仕組みを創設するため、恒久的な財源の裏付けの観点も念頭に置きつつ、奨学金制度を改善する。（中略）

なお、今般制度の見直し等を行う高等教育の修学支援新制度や出世払いの仕組みについては、今後、効果検証を進め、その結果や財源にかかる観点も踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日 閣議決定）（抄）

（質の高い教育の実現）

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する。このため、教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっ

ていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討することとし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。

こども未来戦略方針（令和5年6月13日 閣議決定）（抄）

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（４）高等教育費の負担軽減

～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版 HECS）」の創設～
（略）

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

○ 授業料後払い制度について、まずは、2024年度から修士段階の学生を対象として導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、Ⅲ－２．で後述するHECS債（仮称）による資金調達手法を導入する。

経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日 閣議決定）（抄）

５．経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

（略）

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める。2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性			
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>○給付型奨学金制度創設時（H29 年度税制改正要望）において、給付型奨学金の差押禁止の措置について要望し、認められているところ。</p> <p>○「高等教育の修学支援新制度」創設時（H31 年度税制改正要望）において、授業料等の減免措置及び給付型奨学金について非課税及び差押禁止の措置について要望し、認められているところ。</p>	